

長崎市宿泊税検討委員会
報告書

令和2年9月
長崎市宿泊税検討委員会

目次

第1 はじめに

第2 長崎市の状況

- 1 長崎市の人口の推移（見込）
- 2 長崎市の観光客の推移
- 3 観光消費額等の推移
- 4 長崎市の宿泊施設の推移
- 5 交流の産業化
- 6 新型コロナウイルス感染症への対応

第3 検討にあたっての論点

第4 宿泊税導入の目的、用途について

- 1 先行自治体の導入の目的
- 2 導入に係る基本的な考え方
- 3 長崎市の観光施策
- 4 観光振興に係る他自治体の取組み状況
- 5 長崎市版DMOの財源としての宿泊税
- 6 不測の事態に対応するための財源としての宿泊税

第5 宿泊税の課税要件について

- 1 課税客体、課税標準及び納税義務者
- 2 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限
- 3 税額（税率）、免税点
- 4 課税免除
- 5 課税期間（見直し期間）
- 6 特別徴収交付金等について
- 7 入湯税
- 8 長崎市の宿泊税の課税要件の考え方（事務局案）

第6 委員からの主な意見

- 1 コロナ禍における検討継続について
- 2 導入の妥当性について
- 3 宿泊税の用途について
- 4 課税要件について
- 5 その他

第7 おわりに（まとめ）

参考1 委員名簿

参考2 検討経過

第1 はじめに

長崎市の人口は昭和60年頃から減少に転じており、令和2年7月末現在の人口は約41万3千人であるが、今後もさらに減少することが予測されており、生産年齢人口、就業人口の減少に伴い、税収の減少が懸念されている。

そのため、長崎市では、雇用の確保・拡大や子育て環境の更なる充実などによる定住促進だけでなく、市外からの訪問客の誘客等により交流人口を増やし、地域を活性化して経済効果につなげる「交流の産業化」を特定戦略として掲げている。一方で、「観光」のトレンドは、今や、物見遊山的なスタイルから「体験」を取り入れたスタイルへと変化し、また、団体旅行中心から個人・小グループ中心の形態に変わるなど、大きく変革している。

そうした変化に対応し、「観光客」だけでなくあらゆる訪問客を受け入れ、その果実をまち全体で享受する仕組みを構築（観光まちづくり）し、「21世紀の交流都市」へとレベルアップさせ、観光まちづくりを発展的に進めていくためには、安定的かつ持続的な財源確保として宿泊税の導入が必要であり、来訪客の受入環境整備サービス等の質的向上を図ることにより、宿泊客の増加、宿泊税の増収に繋げ、新たなサービスを提供していくという好循環を生み出したい。

そのため、長崎市において、市内のワーキンググループで宿泊税について検討を行った。その結果、「受益と負担」の観点等から宿泊者に一定の負担（宿泊税）を求めることには合理性があるが、導入の妥当性、具体的な制度設計等について、有識者等による更なる検討が必要との結論に達した。

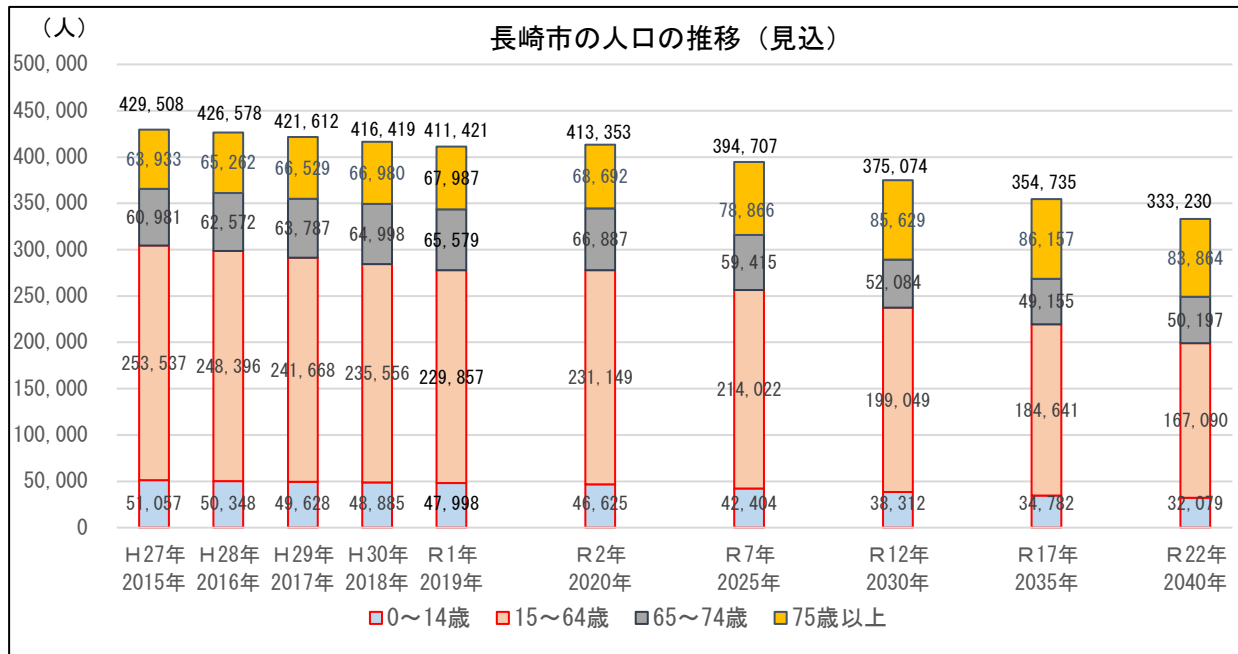
このため、長崎市は、宿泊税の導入に向け、導入の妥当性、使途、課税要件等について、多様な視点から客観的に評価する必要があることから、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等から構成される長崎市宿泊税検討委員会を設置した。

本検討委員会では、宿泊税を導入したあるいは導入予定の先行都市の状況の把握や、宿泊税の使途の考え方、課税要件等について議論を進めてきたが、その間に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、長崎市の主要産業のひとつである観光関連産業をはじめ、経済全体が大きなダメージを受けるなど、長崎市を取り巻く状況は一変している。本検討委員会においても、新型コロナウイルス感染症の影響による一時中断を経て、今回のコロナ禍のような不測の事態における対応への考え方等についても議論を行う必要も含め、宿泊税を導入した場合の、より効果的な活用のあり方も含め検討を行った。

第2 長崎市の状況

1 長崎市の人口の推移（見込）

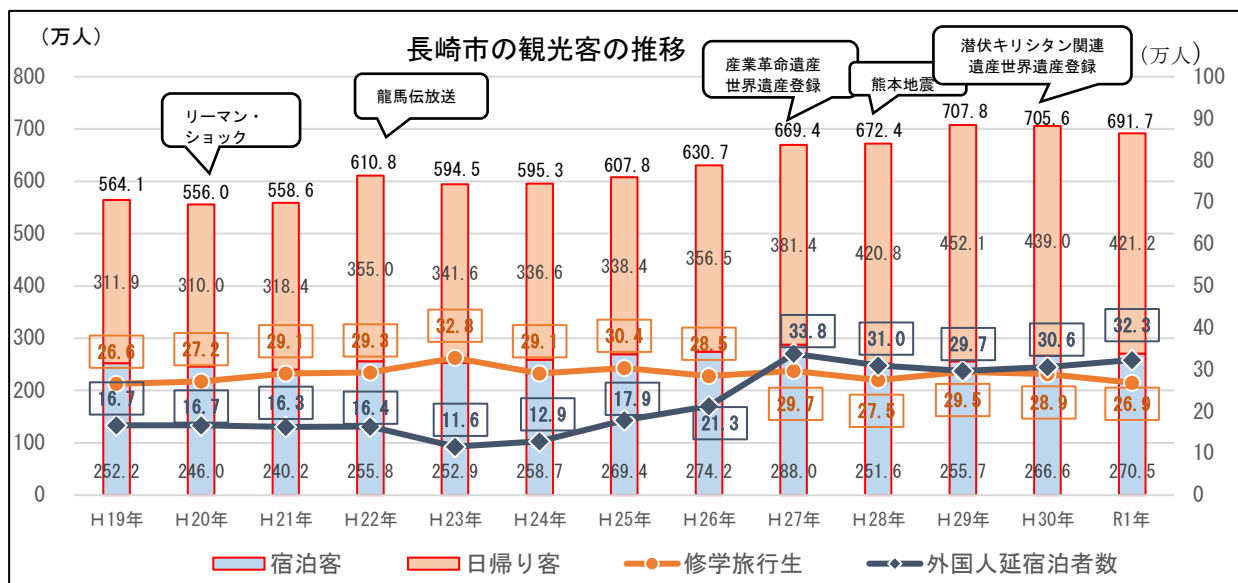
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別推計人口」（平成30年3月）によると、長崎市の人口は、令和22年（2040年）には33万3千人と推計されており、令和元年（2019年）の推計人口41万1千人と比較すると7万8千人、率にして約19.0%の減となることが予想されている。



※H27年～R1年は国勢調査に基づく10月1日現在の推計人口
 ※R2年～R22年は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口（H30年3月公表）

2 長崎市の観光客の推移

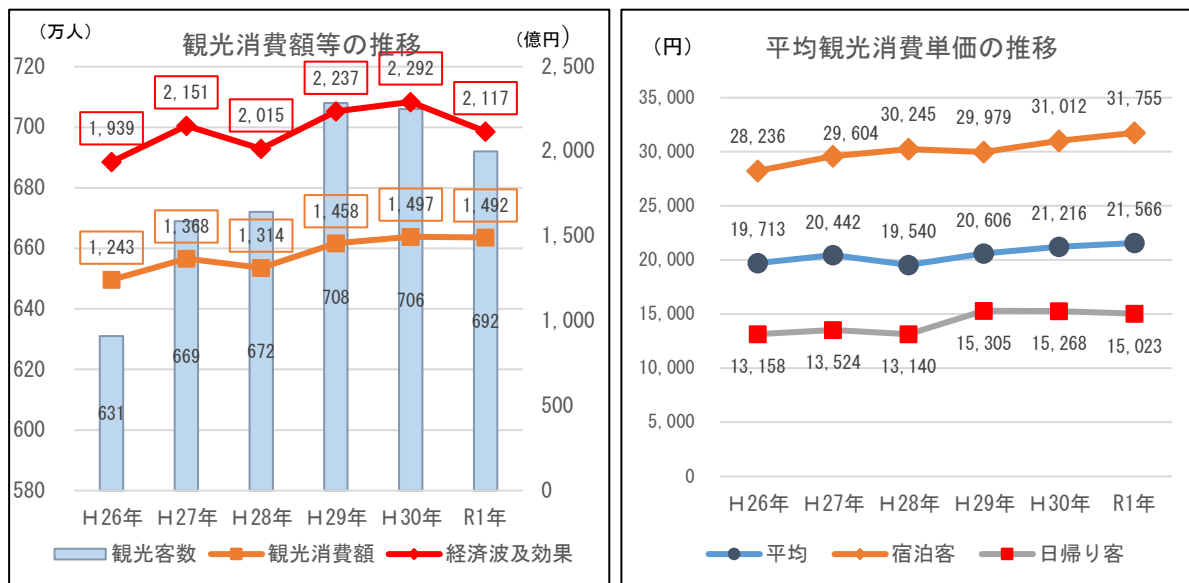
令和元年の長崎市の観光客数は、前年の705.6万人から13.9万人減（2.0%減）の691.7万人で、過去3番目に多い観光客数となった。このうち日帰り客数は421.2万人と前年を下回ったものの、宿泊客数は270.5万人と前年を上回った。



※出典：長崎市観光統計

3 観光消費額等の推移

令和元年の観光消費額については、観光客数は減少したものの、そのうち宿泊客数は前年比1.5%増加し、また宿泊客の観光消費単価も前年比2.4%増加したことにより、過去2番目に高い1,492億円（前年比0.3%減）となった。また、長崎県内への経済波及効果については、2,117億円（前年比7.6%減）となった。

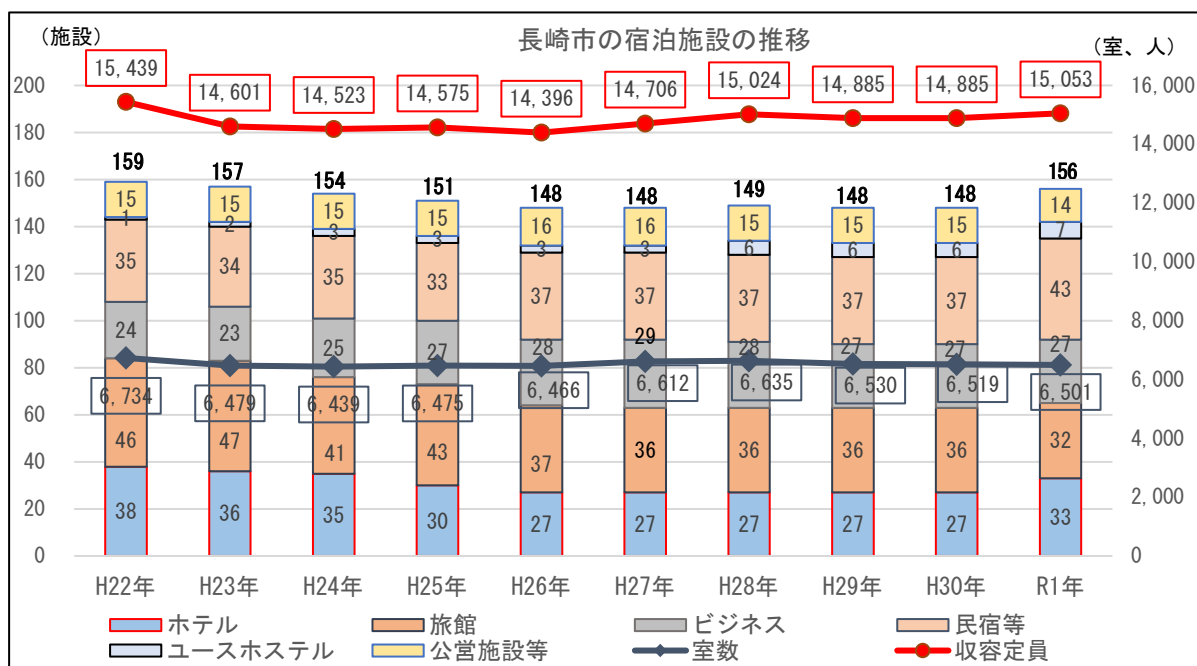


※出典：長崎市観光統計

4 長崎市の宿泊施設の推移

宿泊施設数、室数、収容定員とも平成22年から平成24年までは減少していたが、平成25年以降はいずれも微増微減を繰り返しており、ほぼ横ばいで推移している。

なお、令和元年（2019年）末から令和7年（2025年）の期間において、既に客室300室のホテルが営業を終了した一方、客室150室以上を備えたホテルが新たに3施設建設されており、今後も新たに4施設（合計約800室）の建設が予定されている。したがって、室数としては令和元年当初と比較して、将来的に1,000室以上増加する見込みである。

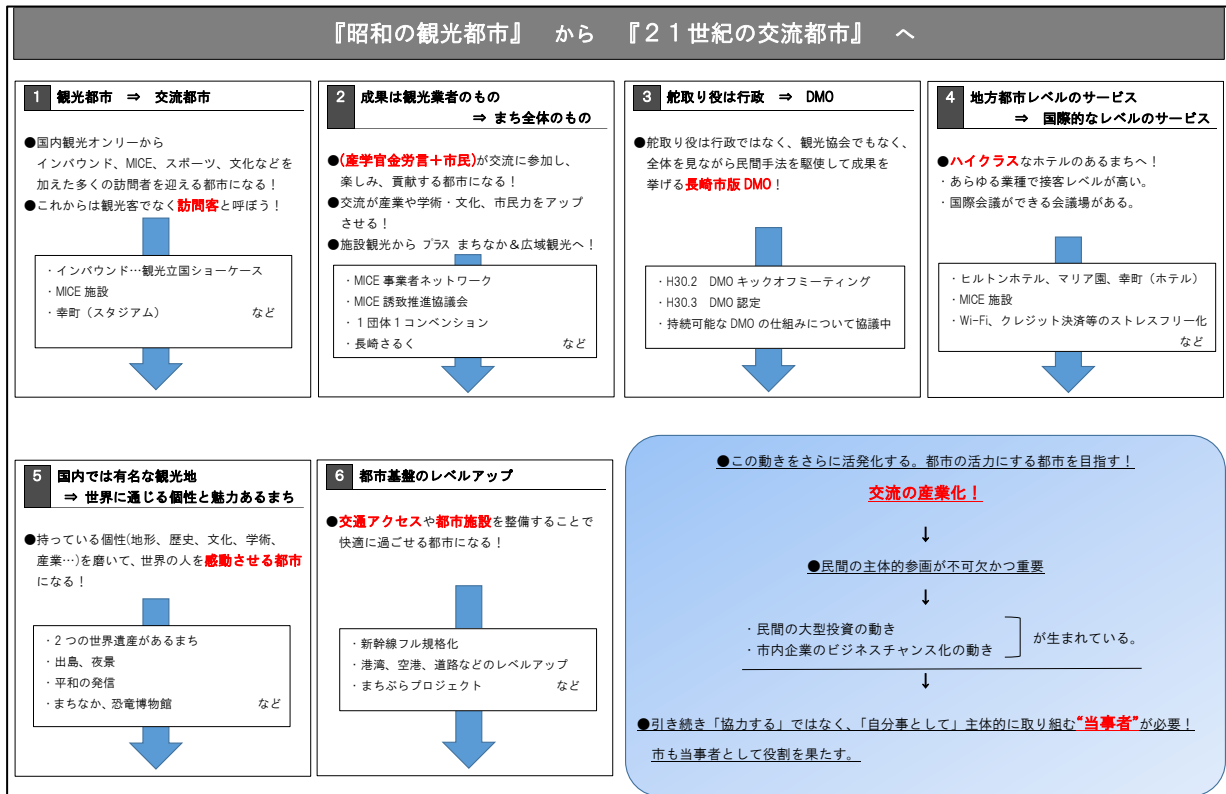


※出典：長崎市観光統計

5 交流の産業化

長崎市では「昭和の観光都市」から「21世紀の交流都市」へとレベルアップを図るため、「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において特定戦略として「交流の産業化」を掲げ、有形・無形の地域資源を活かし、観光をはじめとした「人」の交流によって経済を活性化させることを目指している。（参考図表①）

【参考図表①】 ※平成30年8月 長崎サミット資料



6 新型コロナウイルス感染症への対応

長崎市においてはこれまで、前述のような状況下にあったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人の往来が止まり、長崎市の主要産業のひとつである観光関連産業をはじめ、経済全体が大きな影響を受けている。そのような状況下において、長崎市では、国の施策と並行して独自の緊急経済対策として事業者への支援や観光再生を目指す施策を実施し、効果をあげている。（参考図表②～④）

【参考図表②】



【緊急経済対策の内容】

(1) 事業持続化支援金の支給

新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行者が激減し、深刻な打撃を受けている事業者の経営を迅速に支援するため、支援金の支給を実施した。

対象事業者	予算額	支出済額	執行率
宿泊事業者	2億1,934万円	2億499万円	93.7%
軍艦島観光船協議会	765万円	756万円	98.8%
観光バス事業者	500万円	618万円	123.6%
計	2億3,199万円	2億1,873万円	94.2%

(2) 観光再生を図るための事業の実施

緊急事態宣言が、長崎県は5月14日、そしてすべての区域は5月25日に段階的に解除され、社会・経済活動を動かしていく時期を迎えているなか、この落ち込んだ状況を少しずつ動かし始める「リハビリ期」と、以前よりもレベルアップを目指す「復活期」に向けて、経済対策を3つの考え方「域内経済の循環を促進する」「対象をしばった重点的な支援を行う」「『新しい生活様式』を定着させる」に基づき実施した。(参考図表④)

【参考図表③】

観光再生 WELCOME TO NAGASAKI
キャンペーン事業費 1億6,866万2千円

事業概要
国の旅行者支援制度の終了後を中心に、長崎市独自の旅行者割引制度・プロモーションを展開し、継続的な誘客を図る

事業内容

- ①長崎市独自の旅行者割引キャンペーン
(オンラインクーポンの発行・Webプロモーション)
>対象期間:令和3年1月~3月(想定)
>割引額:最大10,000円/人
>発行枚数:15,000枚(想定)
- ②長崎からの手紙(長崎民による市外への知人等へ向けた手紙の送付)
>事業期間:令和2年6月下旬~8月(予定)
>対象者:観光施設市民無料キャンペーンに訪れた市民など

【参考図表④】

観光再生 お得に泊まって長崎市応援キャンペーン
事業費 6,752万円

県民対象に、市内宿泊施設等で使用できるプレミアム付きクーポン券を販売します。

★3つのポイント

- お得に泊まれる!
3,000円の宿泊クーポンを1,500円で販売
- もれなく特典も!
飲食店・土産店で使える1,000円分クーポンをプレゼント
- 何回でも利用できる!
※購入上限は10枚まで

対象施設(店舗):長崎市内で営業する宿泊施設及び飲食店・土産店で、新たな生活様式に対応した受入態勢の構築に取り組み施設。
(6月5日~募集予定)
販売・利用開始日:令和2年6月16日(火)
販売枚数:20,000枚
その他:県の宿泊助成キャンペーンと併用可能。
(併用方法については、後日発表)

第3 検討にあたっての論点

法定外目的税を創設するにあたっては、地方税法第733条の規定により、総務大臣は、道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討を行う際には、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平成15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知)の内容を適宜参考とすることとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について(抜粋)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2 その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たっては、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収を確保できる財源があること、その税収を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。（以下略）

本検討委員会では、以上のこと及び庁内のワーキンググループでの検討内容等を踏まえ、「宿泊税導入の妥当性」「宿泊税の使途」「納税義務者、特別徴収義務者、税率、免税点、課税免除等の課税要件」等について検討を行ったところである。

第4 宿泊税の導入の目的、使途について

1 先行自治体の導入の目的

下表のとおり、いずれの導入先行自治体においても、宿泊税の導入目的としては、「都市の魅力を高める」及び「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が掲げられている。

先行自治体	宿泊税導入の目的
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
京都市	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
倶知安町 (北海道)	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「大型MICE等の集客拡大への対応」及び「観光産業や市民生活に着目した取り組み」に要する費用」に充てるため。
北九州市	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。

2 導入に係る基本的な考え方

長崎市においては、観光のトレンドや訪問客のニーズなど、取り巻く環境の変化に対応しながら、観光まちづくりを発展的に進め、長崎市を「昭和の観光都市」から「21世紀の交流都市」へとレベルアップさせるために、財源の確保は必要不可欠であり、持続的な財源として宿泊税を導入することで、来訪客の受入環境整備サービス等の質的向上を図り、宿泊客の増加、税収増に繋げ、新たなサービスを生み出すという好循環が生み出したいと考えている。

宿泊税の使途については、「訪問客への還元」を大きな方針とし、その中で「①受入環境整備」、「②情報提供・誘致」、「③サービス向上・消費拡大」、「④資源の磨き」、「⑤緊急事態対応」の大きく5つに分類している。

また、宿泊税を充当する事業については、新規事業、既存事業の拡充、新規事業又は拡充事業の効果的な継続に充当することとし、また、既存事業であっても基本的方針に合致する事業であれば対象とすることとされている。（参考図表⑤）

【参考図表⑤】

宿泊税の導入に係る基本的な考え方

1 宿泊税導入の必要性

観光のトレンドが変わった！

- 「**発地型観光**」 ⇒ 「**着地型観光**」
- ▶ 旅行代理店が「発地（大都市圏）」で旅行商品化・発信 → “着地（地元）”が旅行商品化・発信
- ▶ 旅行代理店で予約 → インターネットで予約
- ▶ 団体客中心 → 個人・小グループ中心
- ▶ 尚見登山 → 女性中心・多様化・深化・体験
- ▶ 国内観光客オンリー → 外国人観光客の増加
- ▶ 観光地 → 全国総観光地化

長崎もトレンドに合わせた進化が必要！

- 「**昭和の観光都市**」 ⇒ 「**21世紀の交流都市**」
- ▶ 観光客（国内） → 訪問客（国内外、MICE・スポーツ等含む）
- ▶ 観光事業者のため → まち全体のため
- ▶ 拠点は観光協会 → 拠点はDMO
- ▶ サービスは地方都市レベル → サービスは国際都市レベル
- ▶ 地方の観光都市 → 世界のナガサキ
- ▶ 都市基盤も全国レベルに（鉄道、港湾、空港など）

「21世紀の交流都市」へとレベルアップさせ、観光まちづくりを発展的に進めていくための財源が必要！

- ・ 宿泊税の導入による安定的かつ持続的な財源確保

2 宿泊税の使途

(1) 基本的な考え方
「21世紀の交流都市」へとレベルアップさせ、観光まちづくりを発展的に進めていくために、安定的かつ持続的な財源確保として宿泊税の導入が必要であり、来訪客の受入環境整備サービス等の質的向上を図ることにより、宿泊客の増加、宿泊税の増収に繋げ、新たなサービスを提供していくという好循環を生み出したい。
その使途については、受益と負担を考慮し、「訪問客への還元」という方針で取り組む。
※ 新規事業、既存事業の拡充、新規事業又は拡充事業の効果的な継続に充当する。
また、既存事業であっても、基本的方針に合致する事業であれば対象とする。
※ 宿泊事業者（特別徴収義務者）には、特別徴収交付金のほか、受入環境整備支援などの対応を行う。

(2) 使途の分類
① 受入環境整備 ② 情報提供・誘致 ③ サービス向上・消費拡大 ④ 資源磨き ⑤ 緊急事態対応

(3) 具体的な使途の事例
※ **赤字表紙**については主にDMOが担う。

分類	主な取組事例
① 受入環境整備	・ 国内外訪問客のワンストップ案内受入 ・ 公衆無線LAN整備（Wi-Fi整備等） ・ ユニバーサルツーリズム推進 ・ 宿泊施設等の受入環境水準向上（多言語化等）のための取り組み支援など
② 情報提供・誘致	・ 国内外へのワンストップの観光・MICEに関する情報の提供 ・ 観光・MICEの誘致 ・ MICE関係に対する補助など
③ サービス向上・消費拡大	・ ナイトタイムエコノミーの推進 ・ 長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの造成支援 ・ まちMICE（MICEの開催効果をまち全体に波及させる取組み）の推進など
④ 資源磨き	・ 夜間街並みの整備 ・ 歴史的建築物等の整備・改修（コニエックビューとして活用等）など
⑤ 緊急事態対応	・ 観光産業に影響を与える感染症の流行や災害、国際情勢の悪化等の環境変化に柔軟に対応するための取組み ・ 「安心安全」な環境づくりや「新たな生活様式」による旅行スタイルの変化への対応など、ポストコロナにおける需要喚起に必要な取組み
特別徴収交付金	・ 特別徴収義務者（宿泊事業者）への徴収事務に係る交付金 先行都市の実績を参考に想定した場合、納付額の2.5%（導入後5年間は3.0%）を交付。

3 DMOの財源としての宿泊税

(1) 基本的な考え方
宿泊税は、上記で示す使途に充当し、そのうちDMOが担う事業分については、結果としてDMOの財源となる。

(2) 総務省の見解
・ 基準は特になし。
・ それぞれの自治体で議論をしてもいい、納税者や特別徴収義務者（宿泊事業者）の納得を得られる形で整理することが必要。
・ DMOの運営費として充当することについては、受益者負担の面から見て、納税者や特別徴収義務者（宿泊事業者）に対して、「宿泊税を何に使うのか」を明確に説明できるようにすること。

3 長崎市の観光施策

長崎市の観光関連事業については、宿泊税を導入することで、それぞれの用途の分類における各年度の予算規模も大きく増加し、新規事業や拡充事業などに充当が可能となることが想定される。

それに加えて、緊急事態への対応や特別徴収交付金等への充当についても別途想定している。（参考図表⑥）

【参考図表⑥】

分類	基本的方向と合致する 主な令和2年度事業		宿泊税を導入した場合 ※赤字表記については主にDMOが担当。		宿泊税を導入した場合	
	事業費 (千円)	うち一般財源 (千円)	想定される主な拡充事業	想定される主な新規事業	想定額	
					事業費 (千円)	うち一般財源 (千円)
受入環境整備	39,000	39,000	公衆無線LAN整備(Wi-Fi整備等) 宿泊施設等の受入環境水準向上(多言語化等)の ための取り組み支援 など	国内外訪問客のワンストップ案内受入 ユニバーサルツーリズム推進 など	110,000	110,000
情報提供・誘致	174,000	172,000	観光・MICEの誘致 MICE開催に対する補助 など	国内外へのワンストップの観光・MICEに関する 情報の提供 など	310,000	310,000
サービス向上・消費拡大	172,000	134,000	まちMICE(MICEの開催効果をまち全体に波及 させる取り組み)の推進 など	ナイトタイムエコノミーの推進 長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの 造成支援 など	200,000	160,000
資源磨き	756,000	92,000	夜景景観の整備 など	歴史的建築物等の整備・改修 (ユニークベニューとして活用等) など	1,540,000	190,000
合計	1,141,000	437,000			2,160,000	770,000

●令和2年度予算をベースにした現時点での想定額であり、確定額ではない。
●事業内容等については、令和2年度において「長崎市観光・MICE戦略」と「(仮)DMO事業計画」を策定し、今後ポストコロナを踏まえ見直しを図る。
●別途、「緊急事態への対応(基金への積立含む)」や「特別徴収交付金」への充当も想定している。
※緊急事態への対応
① 観光産業に影響を与える感染症の流行や災害、国際情勢の悪化等の環境変化に柔軟に対応するための取り組み
② 「安心安全」な環境づくりや「新たな生活様式」による旅行スタイルの変化への対応など、ポストコロナにおける需要喚起に必要な取り組み

4 観光振興に係る他自治体の取組み状況

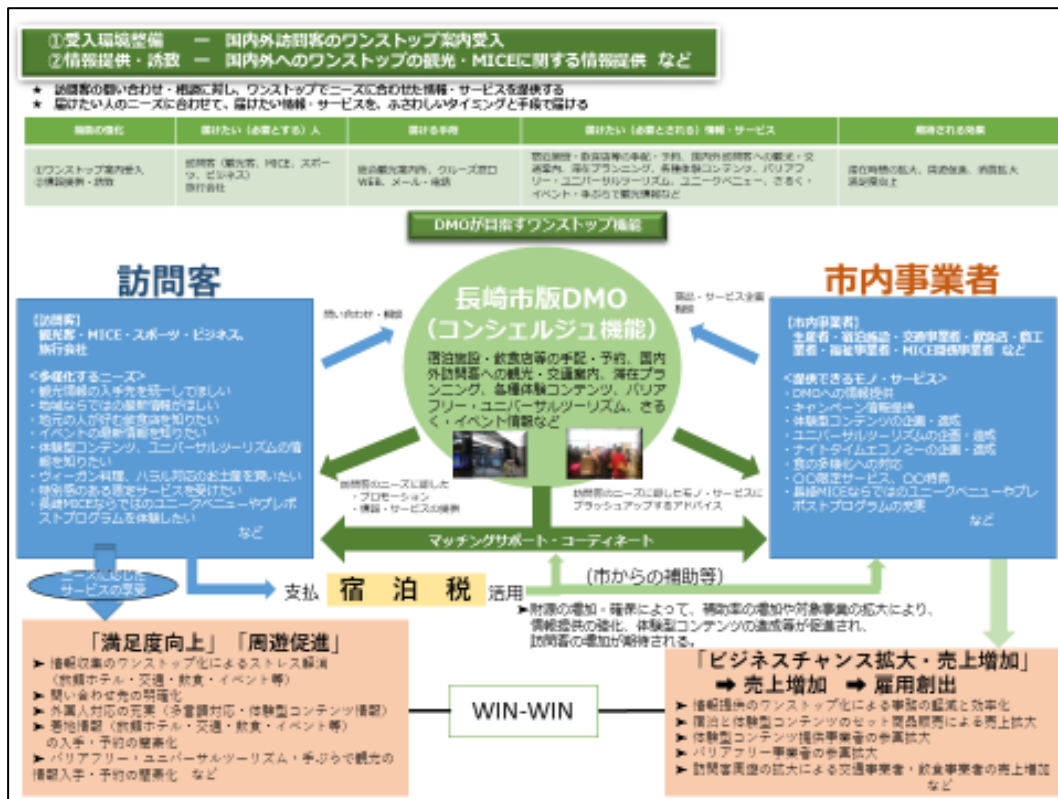
宿泊税を既に導入している自治体の主な観光振興の取り組みは下表のとおり。

施策項目	事業例	他自治体
受入環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内機能の充実 ・タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業 ・Wi-Fi 利用環境整備事業 ・Free Wi-Fi 設置促進事業 ・宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業費補助 ・トラベルサービスセンター運営費負担 ・外国人旅行者安全確保事業 ・観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・充実 ・市バス、地下鉄の案内表示等の多言語化 ・宿泊施設等のおもてなし力の向上 ・まちなかの歩行環境の向上 ・ユニバーサルデザインタクシー導入促進 	東京都 // // 大阪府 // // // 京都市 // 金沢市 // 福岡市
観光資源の魅力の増進（磨き上げ）	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の魅力を活かした東京の顔づくり ・隅田川テラスの賑わいの創出、橋梁のライトアップ ・大阪ストーリープロジェクト事業 ・ナイトカルチャー魅力創出事業 ・京町屋、文化財の保全及び継承 ・観光地周辺の無電柱化による景観の保全 ・「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進 ・歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信 ・伝統芸能の支援 ・食文化の継承、振興 ・歴史、文化に配慮した道づくり 	東京都 // 大阪府 // 京都市 // // 金沢市 // // 福岡市
国内外への情報（魅力）の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者誘致の新たな展開 ・アニメ関連観光情報等発信事業 ・国内外からの誘客促進事業 ・海外への情報発信強化 ・観光、文化コンテンツの発信力強化事業 ・客層に応じた旅のコーディネート、PRの展開 ・祭りの魅力発信事業 	東京都 // 大阪府 京都市 // 金沢市 福岡市
MICEの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・MICE誘致の促進 ・MICE誘致対策 ・コンベンション誘致の促進 ・国内を代表するMICE拠点の形成 	東京都 京都市 金沢市 福岡市
来訪者、市民双方の満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス、観光地等における混雑への対応強化 ・観光客の集中緩和に向けた取組み ・民泊対策事業 ・交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保 ・ポイ捨てなどの迷惑行為の防止 	京都市 // // 金沢市 //

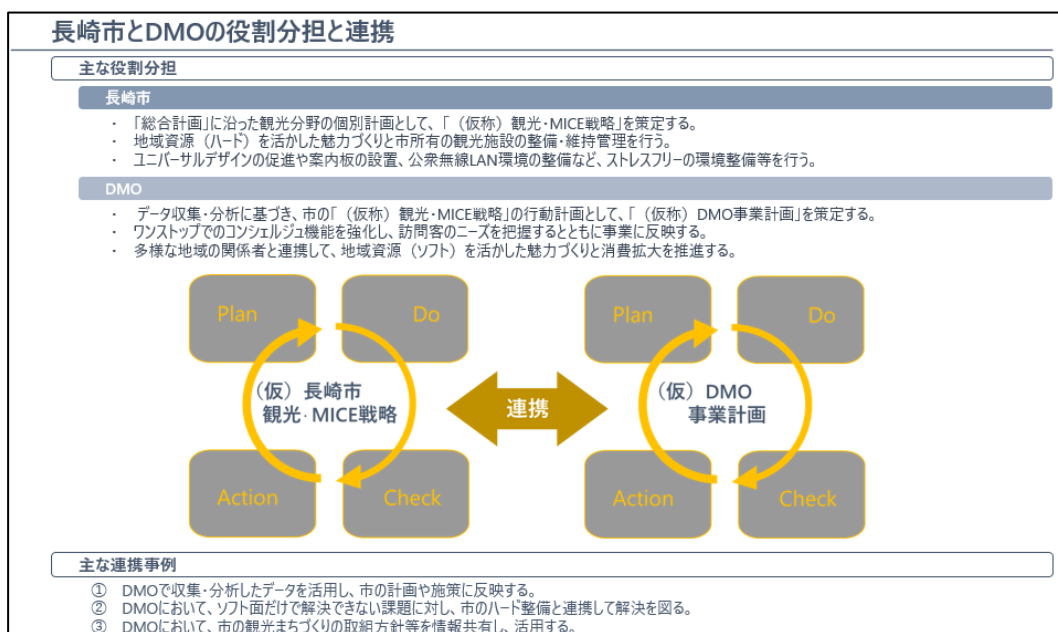
5 長崎市版 DMO の財源としての宿泊税

長崎市では、行政が市の総合計画に沿った観光分野の個別計画として「（仮称）長崎市観光・MICE 戦略」を策定し、主にハード面の基盤整備等を担う。一方、長崎市版 DMO（以下、DMO）は、データ収集・分析に基づき「（仮称）DMO 事業計画」を策定し、多様な地域関係者と連携して、地域資源（ソフト）を活かした魅力づくりとマーケティング・プロモーション、消費拡大の取組みを推進する。その DMO が行う事業の財源として宿泊税を充当することを想定している。（参考図表⑦、⑧）

【参考図表⑦】 ※DMO が行う施策の想定事例（受入環境整備、情報提供・誘致関係）



【参考図表⑧】

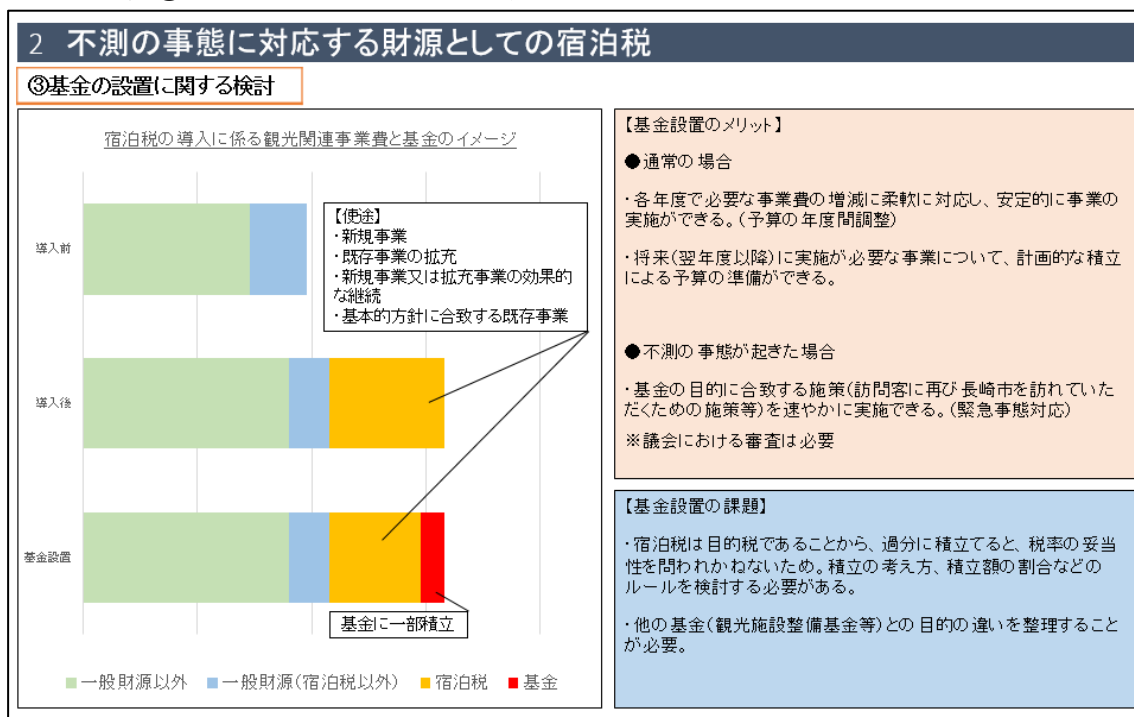


6 不測の事態に対応するための財源としての宿泊税

新型コロナウイルス感染症や自然災害などが発生した場合、本市への訪問客が減少することなどによる観光関連産業への影響は大きく、状況に応じた施策の実施などの早急な対応が必要となる。そのような不測の事態に際し、宿泊税を財源として施策を実施することで、観光関連産業へのダメージを抑えるとともに、早急な回復を促すことが可能になる。

また、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市内宿泊事業者から長崎市に対し、基金の設置要望などもあがっている。基金設置にはメリットだけでなく課題もあるため、引き続き整理を行いながら、設置について検討する必要がある。（参考図表⑨）

【参考図表⑨】 ※第4回宿泊税検討委員会資料より



第5 宿泊税の課税要件について

本検討委員会では、「宿泊税」の課税要件について、事務局から次のとおり案が示され、先行して宿泊税を導入している自治体の事例を参考にしながら検討を行った。

1 課税客体、課税標準及び納税義務者

導入先行自治体においては、東京都が「ホテル」「旅館」への宿泊者としているのに対し、他の全ての自治体は「簡易宿所」及びいわゆる「民泊」への宿泊者を含んでいる。（参考図表⑩）

事務局案では、「課税客体」を「宿泊施設への宿泊行為」とした場合、施設の種類によって、宿泊者が行政サービスを受取る程度は変わらないため、公平性の観点から、全ての宿泊者を対象とすることが望ましいとの考え方から、課税客体は「長崎市に所在する宿泊施設(民泊含む)への宿泊行為」、また、導入先行自治体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」とし、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」とすることが適当であるとした。

【参考図表⑩】

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

2 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限

全ての導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収して自治体に納入する特別徴収の方法により行っている。

(参考図表⑪)

事務局案では、宿泊税について、宿泊者から直接徴収することは現実的でないため、先行導入自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当とした。

また、申告期限についても、先行導入自治体と同様に、毎月末日までに前月分を申告納入(一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入)とすることが適当とした。

【参考図表⑪】

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	・特別徴収特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入が可能	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

3 税額（税率）、免税点

税額（税率）については、税収額に大きく影響することから、今後必要となる観光振興施策の事業規模を踏まえて検討することが必要であったことから、今後の観光関連事業について、用途の分類ごとの予算規模の見込を参考にしながら検討を行った。

税額（税率）については、各都市において概ね 100 円から 1,000 円の間で設定されており、税額（税率）は一律又は宿泊料金に応じて税額が変わる制度としている。また、東京都及び大阪府は免税点を設けている。（参考図表⑫）

事務局案では、税額（税率）については、観光まちづくりを発展的に進めていくためには、一定の税収確保が必要であることや、他の先行導入自治体の税額設定の状況、免税点については、宿泊料金にかかわらず、宿泊者は一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましいことなどから、導入にあたってはできるだけ簡素な制度とすることが望ましく、現段階では税率区分は設けず税額は一律として、税収確保の観点から、他都市の水準と比較して大幅に低い税額は設定せず、免税点は設けないこととした。

【参考図表⑫】

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市	北九州市
税率	1人1泊について、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万円以上:200円	1人1泊について、宿泊料金が ①7千円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円	1人1泊または1部屋1泊につき 宿泊料金の2%	1人1泊につき200円 ※福岡市内の宿泊施設は500円 ※その他の宿泊税を課す市町村の宿泊施設は100円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円	1人泊につき150円
免税点	1万円	7千円 ※令和元年5月31日までは1万円	なし	なし	なし	なし	なし	なし
税収	27億円 (H30年度決算)	7.6億円 (H30年度決算)	45.6億円 (平年度見込)	7.2億円 (平年度見込)	3億円 (平年度見込)	15億円 (平年度見込)	18.2億円 (平年度見込)	3億円 (平年度見込)

4 課税免除

京都市においては、修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒等及びその引率者について課税免除を行っている。また、倶知安町は、修学旅行に加えて、町内で職場体験を行う学生等についても課税免除を行うこととしている。（参考図表⑬）

事務局案では、平和教育のため修学旅行の誘致を推進しており、他の先行自治体と比較しても多くの修学旅行生が訪れていること、国内、海外問わず多くの児童、生徒が原爆資料館や被爆遺構を巡り被爆の実相に直接触れる機会を作ることについて、より一層力を入れて取り組んでいく必要があることなどから、修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒等及びその引率者について課税免除することとした。

【参考図表⑬】

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生及び引率者 ・倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生。	なし	なし	なし

以上のことを踏まえ、長崎市の宿泊税については、下表中の複数案のうち、今後必要となる観光振興策の事業規模を一定満たし、税率構造がわかりやすく、特別徴収義務者への負担も比較的小さい案（下表中「C案」）を基本としてはどうかとの事務局案が示された。（参考図表⑭）

<p>【C案】</p> <p>1人1泊 一律200円の課税 修学旅行生は課税免除 税込規模 約5億円</p>

【参考図表⑭】

案	税率	税収	徴税費用(概算)	メリット	デメリット
A案	1人1泊について、一律100円 ただし、修学旅行生は課税免除	2億5,000万円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・税率構造が分かりやすく、特別徴収義務者の負担が比較的小さい。	・担税力の観点から、安価な宿泊料金の宿泊客に負担を求めることは、理解が得にくいのではないか。 ・今後必要となる観光振興策の事業規模を満たすには、税込規模がやや不足する。
B案	1人1泊について、宿泊料金が ①5千円以上1万円未満 100円 ②1万円以上 200円 ただし、修学旅行生は課税免除	3億円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・免税点を設けることによって、宿泊客の理解を得やすい。 ・宿泊料金に応じた税率とすることで、担税力に応じた賦課徴収となる。	・税率構造が複雑で分かりにくく、関係者の負担が大きい。 ・今後必要となる観光振興策の事業規模を満たすには、税込規模がやや不足する。
C案	1人1泊について、一律200円 ただし、修学旅行生は課税免除	5億円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・税率構造が分かりやすく、特別徴収義務者の負担が比較的小さい。 ・今後必要となる観光振興策の事業規模を一定満たす税収が得られる。	・担税力の観点から、安価な宿泊料金の宿泊客に負担を求めることは、理解が得にくいのではないか。

5 課税期間（見直し期間）

前述の総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外税の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされている。

福岡県及び福岡市は、条例施行後3年経過時に見直しを行い、その後は5年ごとに見直すこととしている。その他の導入先行自治体は、5年ごとに見直しを行うこととしている。（参考図表⑮）

事務局案では、長崎市においても、5年ごとに見直すことが適当とした。

【参考図表⑮】

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
課税期間	5年ごとに見直し	同左	同左	同左	同左	条例施行後3年、その後は5年を目途に見直しを行う	同左	同左

6 特別徴収交付金等について

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、行政側の徴収の便宜のために、新たな事務やその経費負担を課すことになるため、先行導入自治体では、宿泊税額に応じて交付金等を支給することとしている。（参考図表⑯）

事務局案では、長崎市においても、他の先行導入自治体と同程度の割合を基本として、措置を検討することとした。

【参考図表⑯】

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報償金	宿泊税報償金	宿泊税報償金
交付額	納付された金額の2.5% 【交付上限額】 100万円	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の3.0%※(通常2.5%) ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.5%※(通常2.0%) ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.5%※(通常1.0%) (※の交付率は平成29年度から5年間の特例措置)	納期内納入額の3.0%(令和6年度以降は2.5%) 【交付上限額】 令和元年度(5か月分) 833,000円 令和2年度以降 200万円	納期内納入額の3.0%(令和6年度以降は2.5%) ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算。 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の3.0%※(通常2.5%) ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.5%※(通常2.0%) ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.5%※(通常1.0%) (※の交付率は令和元年度から5年間の特例措置)	納期内納入額の3.0%(令和7年度以降は2.5%) ※交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入された場合は、さらに3.5%。(令和2年度から6年度まで) 【交付上限額】 200万円	同左	同左

7 入湯税

入湯税においては、宿泊と日帰りで税率の区分（宿泊 150 円、日帰り 30 円）を設けており（参考図表⑰）、宿泊税の創設によって、宿泊の入湯者に新たな負担が生じることについて議論が必要であったが、入湯税と宿泊税は用途、目的、課税客体などが異なる点、市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切である点などを考慮し、事務局案では、宿泊税導入に伴う入湯税の制度改正検討は行わないこととした。

【参考図表⑰】 ※第 4 回宿泊税検討委員会資料より

課税要件の検討						
キ 入湯税の制度の検討						
1 用途						
環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用。						
2 課税客体(納税義務者)						
鉱泉浴場における入湯行為(鉱泉浴場における入湯客)						
3 課税免除						
12歳未満の者、市内居住の65歳以上の者、市内居住の身体障害手帳等の所持者、学校が教育上行う修学旅行の参加者等。						
4 徴収方法						
特別徴収・・・鉱泉浴場経営者が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、納入する。						
※長崎市の特別徴収義務者(令和元年度) 6事業者(宿泊・日帰りとも・・・3事業者、宿泊のみ・・・1事業者、日帰りのみ・・・2事業者)						
5 長崎市の税率(※標準税率 1人1日につき 150円)						
宿泊の入湯客 1人1日につき 150円 日帰りの入湯客 1人1日につき 30円						
年度	28年度		29年度		30年度	
	入湯客数	調定額	入湯客数	調定額	入湯客数	調定額
宿泊	6.9万人	1,030万円	12.9万人	1,940万円	15.9万人	2,380万円
日帰り	30.1万人	900万円	28.8万人	860万円	27.3万人	820万円
合計	37.0万人	1,930万円	41.7万人	2,800万円	43.2万人	3,200万円
※入湯客数は課税対象者の数。						
※宿泊税を創設した場合、温泉宿泊施設への宿泊行為に新たな負担が生じる。						

【参考】○京都市、金沢市、北九州市の税率
 ・宿泊の入湯客 1人1泊につき 150円
 ・日帰りの入湯客 1人1日につき 100円
 ○福岡市の税率
 ・宿泊の入湯客 1人1泊につき 150円
 ・日帰りの入湯客 1人1回につき 50円

※京都市、金沢市、北九州市は宿泊税導入に伴う改正なし。
 福岡市は宿泊の入湯客について50円に改正。

8 長崎市の宿泊税の課税要件の考え方（事務局案）

各検討項目における要件の事務局案と考え方をまとめると次のとおりである。

項目	要件	考え方
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 課税客体：長崎市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 課税標準：宿泊施設への宿泊数 納税義務者：宿泊施設への宿泊者 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の形態にかかわらず、宿泊者が行政サービスを楽しむ程度は変わらないため、公平性の観点から、全ての宿泊者を対象とすることが望ましい。
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 徴収方法：特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。） 特別徴収義務者：宿泊事業者 申告期限：毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入） 	<ul style="list-style-type: none"> 長崎市が宿泊者から個別に徴収することは、現実的ではない。 全ての先行導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、特別徴収を実施しており、長崎市においても同様の形をとるのが望ましい。
税率（税額）	<p>1人1泊につき200円（税込規模：約5億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の実情に合わせて、わかりやすい制度とするため、現段階では税率区分は設けず、税額（税率）は一律としたい。 税込確保の観点から、他都市の水準と比較して、大幅に低い税額（税率）は設定しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後必要となる一定の税収の確保が必要である。 特別徴収義務者の事務負担の軽減の観点から、できるだけ簡素な制度が望ましい。 長崎市内において高額な宿泊料金の部屋が少ないことから、税収が大きく変わることは考えにくい。 他の都市に比べて、金額の設定をあえて低くする必要性は無いと考える。
免税点	<p>免税点は設けない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましい。 特別徴収義務者の事務負担の軽減の観点から、できるだけ簡素な制度が望ましい。

項目	要件	考え方
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者について、課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市には、原爆資料館や被爆遺構を巡り、被爆の実相に直接触れる平和学習をはじめとして、世界遺産に代表される歴史、文化など様々な学びの場があり、それらを活かしたアクティブラーニングの実践が可能であることから、今後もさらに受入態勢を強化する必要がある。 ・海外からの教育旅行については、「平和都市」を切り口に、学校交流の充実を図ることを推進し、市内宿泊への動機づけとしている。 ・長崎市の修学旅行生数は 28.9 万人（H30）であり、課税免除を行っていない都市と比較しても多くの受入を行っている。
課税期間（見直し期間）	先行導入都市と同様に、条例施行後 5 年を目途に見直し（基金を設置した場合も同様）	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に宿泊税のあり方、効果を検証する必要がある。 ・本市を取り巻く環境の変化に、対応していく必要がある。 ・いずれの先行導入都市でも、3 年または 5 年での制度見直しを行うこととしている。
特別徴収交付金	納期内納入額に対し、他の先行導入自治体と同程度の割合を基本として、本市においても措置を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・税の特別徴収に係る事務負担を考慮する必要がある。 ・他の先行導入自治体は、いずれも宿泊税の導入に伴い同等の内容による制度の創設を行っている。
入湯税	宿泊税導入に伴う入湯税の制度改正検討は行わない	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯税と宿泊税は、用途、目的、課税客体などが異なる。 ・市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは必要である。 ・他の先行導入自治体の大部分でも、宿泊税の導入に伴い入湯税の制度改正を行っていない。

第6 委員からの主な意見

1 コロナ禍における検討継続について

・環境が大きく変わるときは、変化に対応できる者だけが生き残れる。新しい時代が始まるものであり、従来の状況に戻るだろうと思って耐えているだけでは生き残れないのではないかと考える。

・観光業界を支援するのに財源をどう捻出し、厳しい状況をいかに乗り越えていくかは非常に大きな課題である。宿泊税の議論がもっと早くから始まって、基金のようなものがあればよかったと強く感じている。不測の事態に備えるような宿泊税のあり方もしっかり考えておかななくてはならない。

・アフターコロナにおいては、これまでと同じでは観光消費額は増えない。少ない人数でも消費額を高めていかなければならないとなると、宿泊税は長崎の観光の魅力を高めていく種となる大きな財源である。導入までに様々な手続きを踏む必要があることからすると、まさに今、スピード感をもって結論を出していくことが大切である。

・現在の状況下で検討を継続することは、「なぜこの状況下で宿泊税を検討しなければならないのか」といった声も上がると思う。しかしコロナ禍が収束してから検討に入るのでは遅いという面も確かにある。今のうちから新型コロナウイルス感染症のことを含めたところで検討を行うことは必要である。

・既に長崎の観光まちづくりは進化のステージに立っている。したがって、新しい長崎の観光まちづくりに資する財源を作り出すという意味では、仕組みを作る議論はしっかりと行い、次の時代に備えておくことが必要である。

・コロナ禍で議論を中止する自治体もある中で、長崎市では議論、検討を進める意義は、導入までに要する期間のその先を見据えた、新しい長崎の観光の仕組みを作る新たな財源、また、緊急対策の基金の設立を目指した有意義な議論、検討になればと考える。

2 導入の妥当性について

・導入の方向性については是とするが、宿泊税がある未来と、無かった場合の未来がどれだけ違うのか、効果をわかりやすく、しっかり説明することが必要である。

3 宿泊税の用途について

(1) 基本的な考え方

・単に一般財源の補填に充てられることのないようにしてほしい。既存の事業への充当ではなく、新規事業や事業の拡大に活用してほしい。

・用途についてかなり限定的に表現していた先行都市もある。長崎市は具体的にどういうものに力を入れていくのかという方向性を明文化したほうが、今後説明を行っていくうえでも、宿泊税を事業に割り振っていくうえでも、わかりやすいのではないかと考える。

- ・実際に導入された場合に、刻々と変わる状況の変化に対応し、どれだけ宿泊税が有効に活用されたかということが分かるよう、報告や説明、情報発信をしっかりと行わなければならないと思う。

- ・行われている議論等については観光事業者や商工団体になるべく情報を出し、そこからフィードバックをもらいながら用途をダイナミックに切り替えていくことは大事である。

(2) 長崎市版 DMO について

- ・宿泊税の用途としては、DMO への充当は良いと思う。観光まちづくりを引っ張るために宿泊税を投入することは非常に有難い。

- ・DMO の機能についても、産官学で連携できるような場面を作ってほしい。

- ・DMO になることで、科学的に分析、マーケティングがなされ、エビデンスに基づく政策決定がなされる体制に変わっていくような仕組みができればと考える。

- ・市と DMO の役割分担に加えて、連携も重要である。観光はトレンドが変わりやすいので、素早く柔軟に対応することが必要になる。

(3) 不測の事態に対応する財源としての宿泊税

- ・コロナ禍における長崎市の緊急経済対策の対応は、非常に素早く手厚かったため有難かったし、他地域の事業者などからも多くの問い合わせをいただいた。今回のような不測の事態において、それに対応する基金があるとよい。

- ・基金の制度についてはまだ決まっていないが、宿泊税の一部基金化については前向きに検討いただきたい。

4 課税要件について

- ・他都市の状況と比較しても、税額を長崎市があえて下げる必要もないのではないかと思います。平等という意味では課税免除を行わなくてもよいし、大小の施設からもまんべんなく徴収していただく。ただし、用途については考えていかなければならない。

- ・安い宿泊施設に泊まっても、高い宿泊施設に泊まっても税額が定額であるのはおかしいという声がかかることも想定される。それを是正する意味でも、定率もひとつの考え方である。

- ・他の先行導入自治体においては課税免除を行っていない都市も多く、税込確保の観点からは、修学旅行生について負担をかけない程度に税額を低く抑えたうえで課税するというやり方もあるのではないかと。

- ・人口規模や観光客数、税込等、取り巻く状況が長崎市と異なる京都市の導入事例を参考に、課税免除を行うこととしてよいのか。観光客層の大きな部分を取り逃すことになることから、課税免除については熟考すべき。

- ・修学旅行は、金額も含め地域間競争が激しい。事業者の立場から言えば、課税免除は必要と考える。

- ・宿泊税を活用して、長崎の観光が非常に良くなり、導入後の制度見直しの際に、200円と言わず300円や500円を徴収してでも観光都市としての価値をさらに上げていく必要があるというような状況にならなければならないと考えるので、頑張ってもらいたい。

- ・税額をきちんと決定するときには、それに応じた投資対効果が説明できるような資料を提示することが行われるべきであろう。

5 その他

（施行の時期について）

- ・今後コロナ禍がいつ収束するかわからないが、導入に向けた作業は粛々と進め、制度の施行のタイミングについてはしっかりと判断していただくことを願います。

（関係事業者との意見交換について）

- ・検討の経緯や現状説明、方向性や想定スケジュール等については、事業者の説明をしていただき、意見を交わしていただきたい。

第7 おわりに（まとめ）

本検討委員会は、長崎市が「昭和の観光都市」から「21世紀の交流都市」へとレベルアップを図っていくため、法定外目的税である宿泊税を観光振興のための新たな財源として導入することについて、導入の妥当性、財源の規模及び使途、課税の対象の範囲、税率等について、多様な視点から検討を行ってきたが、これまでの会議における議論の内容を踏まえ、本検討委員会では以下の点について提言する。

1 宿泊税の使途となる観光振興施策については、「宿泊税の導入に係る基本的な考え方」を踏まえ、次の点に十分留意しつつ、方向性や優先順位を明確にしたうえで取り組む必要がある。

- ① 宿泊税は、「訪問客への還元」という方針に基づき、現在、策定に向けた議論が進んでいる（仮称）長崎市観光・MICE 戦略等との整合を図るとともに、観光動向や経済状況等の変化に対応しながら、訪問客の再訪を促すような効果的な施策に充当すること。
- ② 基本的に、新規及び既存事業の拡充を中心に充当することとし、既存事業の財源の振替とならないようにすること。
- ③ 納税者や関係事業者、市民等に対して使途の内容に関するわかりやすい説明、情報発信をしっかりと行っていくこと及び宿泊税の効果の検証を確実に実施すること。

2 課税要件については、本委員会で示された案について、各項目の要件、考え方ともに一定の妥当性はあると判断されるが、これまでに各委員から出された意見や長崎市の観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等も踏まえ、内容を更に精査したうえで決定することを求める。

3 関係事業者への意見聴取などを十分に行うとともに、納税者となる宿泊者への周知広報に努めるなど、導入への理解を得る努力を続け、長崎市の観光を取り巻く状況を把握したうえで、導入時期も含め、導入についての決定及び制度構築を行うことを求める。

4 コロナ禍のような不測の事態や、緊急的な実施が長崎市の観光にとって有効であると判断される事業の実施等に対応する財源として宿泊税の一部を活用するための手法として、基金の設置についても前向きに検討されたい。

以上の提言を踏まえた上で、宿泊税を導入して効果的な施策に活用することにより、宿泊客の増加、宿泊税の増収から新たなサービスを提供していくという好循環が生まれ、「21世紀の交流都市」へのレベルアップが図られることが期待される。したがって、長崎市の強みのひとつである観光分野において、今後、観光まちづくりをより一層推進し、都市の魅力を高めていくために必要な新たな財政需要に適切に対応するため、法定外目的税として、持続的な財源となり得る宿泊税を長崎市において導入することは適当であると考えられる。また、宿泊税を活用した施策の検討や実施等に当たっては、長崎市と長崎市版DMO、民間事業者等が連携し、長崎市の観光まちづくりを発展的に進めていっていただきたい。

最後に、本検討委員会の調査検討に際しご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和2年9月
長崎市宿泊税検討委員会

参考1 委員名簿

氏名	役職等
西村 宣彦	長崎大学経済学部 教授
石原 彰人	株式会社 JTB 長崎支店長
杉本 士郎	株式会社長崎経済研究所 主任研究員
豊饒 英之	一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会 DMO 推進局長
松永 安市	長崎商工会議所 専務理事
塚島 宏明	長崎市旅館ホテル連合会 理事

参考2 検討経過

時期	内容
令和元年 10月15日	第1回長崎市宿泊税検討委員会
令和元年 10月31日 ～11月1日	宿泊税先行導入自治体への調査（福岡市、金沢市、京都市）
令和元年 11月11日	第2回長崎市宿泊税検討委員会
令和2年 2月20日	第3回長崎市宿泊税検討委員会
令和2年 8月4日	第4回長崎市宿泊税検討委員会
令和2年 8月31日	第5回長崎市宿泊税検討委員会

※検討委員会の設置期間：令和元年10月1日～令和2年9月30日

※新型コロナウイルス感染症の影響により、第3回と第4回の間で約5カ月の中断期間が生じた。